### ◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

#### 1 県民税

- (1) 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった 場合には、一定の要件の下、その取得期限を2年の範囲内で延長するものとすることとした。 (附則第10条関係)
- (2) 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税 方式を決定できることを明確化することとした。 (附則第13条関係)
- (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置の期限を平成32年3月31日まで延長することとした。(附則第14条関係)
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、 予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった 場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長することとし た。(附則第16条関係)

#### 2 事業税

法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して3月を超え6月を超えない範囲内において局長が指定する月数の期間内に申告納付することができることとした。(第47条関係)

### 3 不動産取得税関係

- (1) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第22条関係)
- (2) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第22条の2関係)

## 4 自動車取得税関係

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率及び課税標準の軽減措置について、適用基準の 見直しをするとともに、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。 (附則第24条の2、附則第24条の2の 3 関係)
- (2) 一定の基準に適合した路線バス等及び一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者の事業の用に供する乗用車で初めて新規登録を受けるものの取得に係る課税標準の軽減措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第24条の2の3関係)
- (3) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備える等の一定の基準に適合した自動車に係る課税標準の特例措置について、適用基準の見直しをするとともに、その適用期限を平成31年3月31日(一定のトラックにあっては、平成30年3月31日)まで延長することとした。(附則第24条の2の3関係)
- (4) 車両総重量が12トンを超えるバス等であって一定の基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われた場合には、自動車取得税の課税標準を軽減する特例措置を講ずることとした。 (附則第24条の2の3関係)
- (5) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。 (附則第24条の2の4関係)

### 5 自動車税関係

- (1) 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対する税率の加重措置の適用期限を平成31年度まで延長することとした。 (附則第25条関係)
- (2) 電気自動車等に係る税率の軽減措置について、適用基準の見直しをするとともに、その適用期限を平成31年度まで延長

することとした。(附則第25条関係)

6 その他所要の整備をすることとした。(第11条、第40条、第42条~第45条、第117条の3、附則第20条の2の3、附則第20条の2の4、附則第23条、附則第23条の2、附則第24条関係)

# 7 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。 (附則第1条関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。 (附則第2条~第6条関係)